

軽井沢町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の受付

令和8年8月12日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

(以下、できる限り請求書の原文のまま、抜粋して記載する。)

軽井沢発地市庭に係る違法・不当な公金支出および債務負担行為の差し止め・取り消し、並びに町長（処分庁）への損害賠償命令を求める。

本請求の対象は、軽井沢町長（処分庁）が、町有施設「軽井沢発地市庭」の指定管理者である株式会社フードサービスシンワ（以下「本件事業者」という。）に対して行ってきた、過去・現在・未来にわたる一連の組織的かつ不透明な財務会計行為（総額約6,600万円規模の不当な財政支出・予算計上）である。

ア 違法・不当性の要旨

(ア) 指定管理料1,000万円（第2期分：令和3年度から令和7年度までの5年間）の不当上乗せ支出

公募入札時の段階的減額提案（落札額）を完全に無視し、「コロナ禍における先行き不透明」という客観的根拠を欠いた名目を恣意的に作為して、議事録なき口頭協議のみで、毎年一律2,400万円を支出し続けた。実際には当該期間中に同施設は過去最高益を記録しており、町作成の評価シートでも「終始好調」と自認している。これは基本協定書第25条（年度協定の原則）および第45条（書面義務）に違反する特定の事業者への不当な利益供与（1,000万円の公金支出）である。

(イ) 第2期指定管理期間中における電気料高騰分相当額の不当な公金支出（実害の肩代わり）

第2期指定管理期間中、（令和4年度から令和6年度）において、募集要項及び業務仕様書（110%ルール）に基づき、本来は本件事業者が自腹で全額負担すべきであった電気料金の基本予算超過分（計3,603,583円）を町長（処分庁）が合理的な変更協定すら締結せず、

不当に肩代わりして町民の税金が支払われた。これは基本協定書および仕様書の明文規定に著しく違反する、特定の事業者への不当な利益供与（約360万円の違法な公金支出）である。

(ウ) 電気料高騰支援金（総額3,430万円）の予算偽装および返納金操作

第2期において、募集要項・仕様書が定めるリスク分担原則（110%ルール）を完全に無視し、客観的根拠なき架空予算（追加予算総額1,370万円）を一度本件事業者の口座に通過させる「往復精算」を強行した。

これは本件事業者の収入総額（分母）を不当に膨らませ、町への利益返納義務を不法に免除・圧縮させるための経理操作である。さらに第3期（令和8年度から令和12年度までの5年間）においては本件事業者からの増額要望書が「不存在」であり、かつ本件事業者自身の令和8年度の「収支予算計画書」では「補填0円」と明記されているにもかかわらず、公募時の入札上限額と一円の狂いもなく一致する「100万円」を先回りして逆算計上した。

加えて、令和9年度以降は、実際の高騰結果は不明であるにもかかわらず、将来の高騰による予算超過分を「毎年一律490万円」（4年間で総額1,960万円）と予断して、債務負担行為に事前計上する行為（第3期合計2,060万円）は、自ら制定した「事後協議ルール」に真向から矛盾する二重計上（架空予算の作為）であり、これらを合算した第2期、第3期の支援分計上額は「3,430万円」にのぼる。

他施設（アイスアリーナ等）における実務を統括し、電気料精算の制度設計（110%ルールの意義等）を熟知しているはずの町長（処分庁）が発地市庭の本件事業者に対して、このような極めて不自然な押し付け給付および、架空予算編成を強行した行為は、裁量権の著しい逸脱・濫用であると言わざるを得ない。

(エ) 基本協定書違反（無断再委託等）を犯した「本社経費」の不当容認、および総額500万円（第2期提案額対比 第3期提案額）の増額要求に関わる予算偽装

町長（処分庁）は、町と本件事業者間における一切の「業務委託契約書・仕様書・役割分担表・積算根拠資料等」が第2期第3期ともに全て「不存在」であるにもかかわらず、毎年数百万円を本社経費の名目での支出を漫然と容認し続けた。

これは本件事業者による基本協定書第13条（本業務の実施）および第15条（甲の事前承認なき再委託の禁止）に対する重大な協定違反（不法行為・虚偽報告）であり、即時に指定の取り消し処分に処すべき案件である。

それにもかかわらず町長（処分庁）はこれを黙認するだけでなく、第3期公募においては競合他社との価格競争を完全に形骸化させ、特定の事業者を当選させるために仕組まれた「官製談合」の疑いが極めて濃厚な客観的積算根拠なき「総額500万円の本社経費増額要求」を無審査で能動的に承認・予算化した。これは条例が定める処分義務の著しい不履行であり、特定の事業者への定額利益供与（公金の私物化）そのものである。

（オ） 「町監査委員によるチェック機能の完全な不履行（形骸化）」

町の監査委員は過去5年間（指定管理期間中）、本施設に対して一切の財務・経理監査を行っておらず、監査見送りに関する決裁すら「不存在」である。

実施監査の調査を完全に放棄していながら、「内部メモ」において指定管理料増額の乖離を「重要視しない」と盲目的に町長部局を追認する姿勢は、同法上の「事実認定における重大な過失（怠たる事実）」に他ならない。

イ 監査委員に求める措置

（ア） 令和8年度における電気料高騰分100万円、および業務委託の実体がない本社経費に相当する指定管理料350万円の不当な公金支出の即時差し止め。

（イ） 令和9年度から12年度に設定された、電気料高騰分名目の債務負担行為（1,960万円）の完全な取り消し。

（ウ） 令和9年度から12年度の指定管理料予算において、客観的契約関係および積算根拠を完全に欠いたまま、利権の固定化として織り込まれている「本社経費相当額の総額1,400万円（年額350万円を4年間分）」の予算削減（指定管理料からの減額）措置の勧告

（エ） 第2期（令和3年度から令和7年度）の指定管理料の不当上乗せ分「総額1,000万円」について本件事業者に対する全額の返還請求（回収措置）の勧告

（オ） 第2期指定期間中（令和4年度から令和6年度）募集要項および業務仕様書（110%ルール）を完全に逸脱して、町が不当に肩代わり支出をした電気料金の基本予算超過実績「計3,603,583円」について本件事業者に対する全額の不当利得返還請求（回収措置）の勧告

（カ） 第2期指定管理期間中、業務委託契約書が「不存在」であるにもかかわらず、本件事業者の言い値のまま、不当に同社本社へ流出・還流され続けた「本社経費 総額1,480万円（令和3年度から令和7年度分）」について、本件事業者に対する全額の返還請求（回収措置）の勧告

（キ） 指定管理料の不当上乗せ、および電気料の往復精算等の会計操作

によって収入総額（分母）が膨らまされ、軽井沢町への利益返納金が著しく圧縮（減額）されている実態に対し、監査委員の権限に基づく厳格な金額再調査・再計算を執行し、不足している返納金差額の全額を本件事業者から徴収・回収する措置の勧告

（ク）過去5年間にわたり、客観的な正しい精算・善管注意義務を完全に怠り、特定の民間企業へ町民の血税を還流させ、軽井沢町に重大な財政的損害を与え続けた軽井沢町長個人に対する損害賠償命令（町への財政的損害の補填措置）の勧告

（ケ）行政内部の馴れ合いと、怠慢を完全に排除するため、地方自治法第242条第4項に基づく、「個別外部監査人（公認会計士や弁護士等）」の選任および監査の実施

(2) 請求書に添付された事実証明書

別紙1のとおり

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件の審査を行ったところ、一部を除き同項に規定する要件を備えているものと認め、令和8年8月20日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査対象の検討

ア 債務負担行為について

上記第1の3(1)イ(イ)及び(ウ)について、請求人が取消しを求める債務負担行為は、将来の支出負担の枠を定める予算上の行為にとどまり、自治法第242条第1項に定める公金の支出等の財務会計上の行為に該当しない。

したがって、本件請求のうち上記第1の3(1)イ(イ)及び(ウ)に掲げる措置を求める部分は、不適法であり、却下されるべきものである。

イ 自治法第242条第2項ただし書の正当な理由の有無について

上記第1の3(1)イ(オ)並びに(エ)、(カ)、(キ)及び(ク)（令和6年度以前の財務会計上の行為に係る部分に限る。）について、請求人は、令和8年3月5日に開催された町議会定例会の一般質問を傍聴して初めて本件各行為の違法又は不当の疑いを知ったことを理由に、自治法第242条第2項ただし書の正当な理由があるとして、同条第1項の規定による請求の対象となる旨を主張する。

自治法第242条第2項本文は、財務会計上の行為が違法又は不当なものであったとしても、これをいつまでも監査請求又は住民訴訟の対象とし得るものとしておくことは法的安定性を損ない、相当でないことから、監査請求の期間を定めたものである。他方、当該行為が住民に隠れて秘密裡に行われ、又は住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にまで、上記期間制限を一律に及ぼすことは相当でない。

したがって、同項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決、最高裁平成14年9月17日第三小法廷判決）。

この「相当な期間」は、特定の日数をもって一律に定まるものではなく、監査請求の対象となる行為の内容及び複雑性、資料収集・調査の必要性、請求書の作成及び提出の経緯その他の事情を総合的に判断すべきものである。

もともと、最高裁平成14年9月12日判決は、新聞報道により監査請求に足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたとされた時点から、約84日を経過した後に初めて監査請求をした場合について、監査請求書等が既に作成されていた事情の下では、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないと判示している。他方、同判決は、約66日後に監査請求書等を提出しようとしたが受理されなかったとの事実が認められる場合には、相当な期間内に監査請求がされたものとい得るとしている。

これを本件についてみると、令和6年度以前の指定管理料に係る財務会計上の行為は、遅くとも令和7年1月20日までに支出されたものであり、本件監査請求がされた令和8年8月12日の時点では、自治法第242条第2項本文に定める1年の監査請求期間を経過している。

そこで、請求人が主張する正当な理由の有無について検討する。請求人の主張を前提として、令和8年3月5日に初めて当該各財務会計上の行為の違法又は不当の疑いを知るに至ったものと仮定しても、その日から本件監査請求がされた同年8月12日までには、160日を経過している。この間に、請求人が監査請求に必要な調査又は資料収集を行うことが困難であった事情、監査請求書の提出を試みたものの受理されなかった事情その他の、請求の遅れを正当化すべき特段の事情は認められない。

そうすると、本件は、請求人が違法又は不当の疑いを知ったと主張する時点を基準としても、相当な期間内に監査請求がされたものと解することはできない。したがって、令和6年度以前の財務会計上の行為に係る部分について、自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められない。

以上のとおりであるから、本件請求のうち、上記第1の3(1)イ(オ)並びに(エ)、(カ)、(キ)及び(ク)（令和6年度以前の財務会計上の行為に係る部分に限る。）は、不適法であり、却下すべきものである。

ウ 指定管理料の返納額の圧縮について

上記第1の3(1)イ(キ)（令和6年度以前の財務会計上の行為に係る部分を除く。）について、請求人は、電気料高騰分の概算払により、本件事業における収入額を増加させ、指定管理料の返納額が過少に算出される旨を主張する。

この点、町と本件事業者は、令和7年4月1日付けで、「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理料電気料高騰に係る協定書」により、令和7年度の指定管理者が支払う電気料が640万円を超えた部分の補填として、町が300万円を支払い、年度末に精算する旨を定める協定を締結し、これに基づき、町から本件事業者に対し「軽井沢町農産物等直売施設発地市庭指定管理料・電気料高騰支援分」として300万円が概算払として支出され、精算において本件事業者から300万円が戻入されたことが認められた。

また、指定管理料については、町と本件事業者が令和6年3月28日付けで、「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する基本協定書の変更協定書」により締結した変更協定において、収支差額が総収入額の5パーセントを超え、かつ、収支差額が過去3年間の実績に基づき町が算出した平均収支差額（以下「3年平均収支差額」という。）の80パーセントを超えるときは、収支差額のうち総収入額の5パーセントを超える額の2分の1の額（以下「収入基礎算出額」という。）又は収支差額のうち3年平均収支差額の80パーセントを超える額の2分の1の額（以下「平均収支基礎算出額」という。）のいずれか多い方の額を町に返納するものとする旨を定めている。

町は、令和7年度の指定管理料について、令和8年3月31日付けで平均収支基礎算出額として算出した2,028,909円の返納を請求し、同年5月27日に本件事業者は同額を返納した。

ここで、電気料高騰分の概算払に係る額を収支に反映させる場合と反映させない場合における平均収支基礎算出額の違いについて検討すると、令和7年度の平均収支基礎算出額の算出の基礎となる令和4年度から令和7年度の収支差額について、反映させる場合は電気料高騰分の概算払

の額のうちその精算として戻入した額を収入及び支出のいずれにも含み、反映させない場合は電気料高騰分の概算払の額のうちその精算として戻入した額を収入及び支出のいずれにも含まないため、概算払を反映させるか否かでは各収支差額は変わらない。

また、令和7年度の指定管理料について、電気料高騰分の概算払に係る額を収支に反映させない場合の収入基礎算出額は1,630,471円となるから、この場合においても、平均収支基礎算出額（2,028,909円）が返納額となる。

したがって、電気料高騰分の概算払により本件事業における収入額が増加しているとしても、指定管理料の返納額が過少に算出されているとは認められず、町に損害が発生していない。

以上のとおりであるから、本件請求のうち、電気料高騰分の概算払に係る額を収支に反映させたことにより過少に算出した額を指定管理料の返納額としたことを理由として上記第1の3(1)イ(キ)に掲げる措置を求める部分は、不適法であり、却下すべきものである。

エ 本社経費の「不当容認」に係る財務会計上の行為について

上記第1の3(1)イ(カ)について、請求人は、上記第1の3(1)ア(エ)のとおりに、「本社経費」を不当容認した旨を主張しているが、いかなる財務会計上の行為を対象としているかについては明確でない。この点、当該年度の事業が完了していない時点においては、本社経費の計上が不当であったとしても、これによって指定管理料の額が自動的に変動するものではないが、指定管理料の返納額の算定時においては、本社経費の計上の有無により当該返納額が変動することがあり得るから、本社経費を支出に含めて算出した収支差額に基づいて算出した額を指定管理料の返納額としたことを自治法第242条第1項に定める財務会計上の行為と解するのが妥当である。

オ 監査委員の財務会計上の行為等を怠る事実について

上記第1の3(1)イ(ケ)について、請求人は、上記第1の3(1)ア(オ)のとおりに、監査委員が必要な監査等を行っていないことが自治法第242条第1項に規定する怠る事実である旨を主張しているが、監査委員の監査は、同項に定める財務会計上の行為に該当しないから、同項に規定する怠る事実には該当しない。

したがって、本件請求のうち上記第1の3(1)イ(ケ)に掲げる措置を求める部分は、不適法であり、却下されるべきものである。

(2) 監査対象事項

(1)を踏まえ、次の事項を監査の対象とした。

ア 令和8年度の電気使用料の額のうち令和7年度の電気使用料の額の110パーセントを超えた部分について、100万円を限度として町が支払う

- ことは、違法又は不当な公金の支出に当たるか。
- イ 本件事業者が指定管理者の選定時に提出した収支予算書に記載された令和7年度の指定管理料の額を超える額を当該年度の指定管理料として支出したことは、違法又は不当な公金の支出に当たるか。
- ウ 令和7年度の本社経費300万円を支出に含めて算出した収支差額に基づいて算出した額を指定管理料の返納額としたことは、違法又は不当な公金の支出に当たるか。

2 監査対象課等 観光経済課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

監査委員は、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、令和8年8月26日付けで新たな証拠（別紙2）の提出があったが、請求人から陳述を行わない旨の中出があったため、陳述は実施しなかった。

4 監査対象課等に対する調査等

監査資料の提出を求めるとともに、聴取りによる調査を実施した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

- (1) 「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理者募集要項（令和2年6月）」（以下「第2期募集要項」という。）10(1)では、町が指定管理者に対して支払うこととなる管理経費の上限額を2,400万円とし、当該管理経費については、年度協定書で明示することとしている。
- (2) 本件事業者が第2期募集要項4(5)により提出した「軽井沢発地市庭収支計画書（令和3年度～令和7年度）」（以下「選定時収支計画書」という。）では、指定管理料の令和7年度の見込額を2,000万円としている。
- (3) 町と本件事業者は、令和3年3月22日付けで、「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する基本協定書」（以下「第2期基本協定書」という。）により、指定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする協定を締結した。
- (4) 第2期基本協定書第25条第2項は、町が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする旨を定めている。
- (5) 町と本件事業者は、令和7年4月1日付けで、「軽井沢町農産物等直売

- 施設軽井沢発地市庭の管理に関する令和7年度協定書」により、令和7年度の指定管理料の額を2,400万円とする旨を定める協定を締結した。
- (6) 町から本件事業者に対し、令和7年度の「軽井沢町農産物等直売施設発地市庭指定管理料」として2,400万円が支出された。
 - (7) 第2期基本協定書第23条第1項に基づき本件事業者が提出した「令和7年度軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する報告書」の収支報告書では、支出の科目のうち本社経費の年間実績を300万円と記載している。
 - (8) 「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理者募集要項（令和7年7月）」（以下「第3期募集要項」という。）9では、有料施設を除く施設の光熱水費については、前年度の実績額の110パーセント以下は指定管理料として町の負担とし、超えた分については指定管理者の負担とし、及び指定管理者以外の責めに帰すべき理由により110パーセントを超えた場合には、町との協議によることとしている。
 - (9) 町と本件事業者は、令和8年3月30日付けで、「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する基本協定書」（以下「第3期基本協定書」という。）により、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする協定を締結した。
 - (10) 第3期基本協定書第22条に基づき本件事業者が提出した「令和8年度軽井沢発地市庭収支予算計画書」では、支出の科目のうち本社経費の額を350万円と記載している。
 - (11) 町と本件事業者は、令和8年4月1日付けで、「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理に関する令和8年度協定書」（以下「8年度協定書」という。）により、令和8年度の指定管理料の額を2,370万円とする旨を定める協定を締結した。
 - (12) 8年度協定書第3条第2項は、町は、本件事業者が支払うべき軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の電気使用料が、令和7年度の当該施設の電気使用料の額の110パーセントを超えた場合（本件事業者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）には、当該110パーセントを超えた部分について、100万円を限度として本件事業者に支払うものとする旨を定めている。

2 判断

請求人は、電気使用料の額のうち前年度の電気使用料の額の110パーセントを超えた部分について100万円を限度として町が支払うこと、選定時収支計画書に記載された指定管理料の額を超える額を指定管理料として支出したこと、本社経費を支出に含めて算出した収支差額に基づいて算出した額を指定管理料の返納額としたこと（以下「本件財務会計行為」という。）が違法

である旨を主張する。そこで、これらの行為が違法又は不当な公金の支出といえるかについて、次のとおり判断する。

(1) 電気料高騰分について

請求人は、上記第1の3(1)イ(ア)の措置を求める理由として、令和7年度の電気使用料の額の110パーセントを超えた場合の取決めについて第3期募集要項に一切記載されておらず、及び第3期基本協定書第22条に基づき本件事業者が提出した「令和8年度軽井沢発地市庭収支予算計画書」において電気料高騰分を0円と見積もっているにもかかわらず、8年度協定書第3条第2項を定めたことにより、違法又は不当な公金の支出が相当の確実さをもって予測される旨を主張しているものと解される。

この点、第3期の指定管理者の募集の時点において、当該指定を申請する者は、第3期募集要項9により、当該110パーセントを超えた場合は別途協議により定めることを把握できたのであり、現に、8年度協定書第3条第2項は、第3期募集要項9に基づいて定められたものと解されるから、請求人の主張する公平性を欠く事情は認められない。

また、8年度協定書第3条第2項は、あくまで令和8年度の電気使用料の額が令和7年度の電気使用料の額の110パーセントを超えた場合の取決めについて定めるものであるから、指定管理者による収支の見積りを示す収支予算書における記載の額に影響を受ける性質のものではない。

したがって、8年度協定書第3条第2項の規定により公金の支出があるとしても、それが直ちに違法又は不当なものとは認められない。

(2) 収支予算書に記載された指定管理料の額を超える額の支出について

請求人は、上記第1の3(1)イ(エ)及び(キ)の措置を求める理由として、本件事業者が指定管理者の選定時収支計画書に記載された令和7年度の指定管理料の金額と比較して、実際に支払われた指定管理料が過大であり、その差額は不当な上乗せに当たる旨主張する。

この点、指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することによって、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上を実現することを目的としているものであり、指定管理者の選定に当たっては、当該施設を最も適切に管理を行うことができる者を選定することが期待され、原則として委託料の多寡のみを比較する競争入札制度による事業者の選定とは趣旨が異なるものであるから、指定管理者の選定時に指定を申請する者から提出される収支予算書に記載される収入の額は、競争入札制度における入札書に記載される額とは、根本的に性質が異なるものである。

本件においても、選定時収支計画書は、町が指定管理者を選定するに当たり指定管理に関する収支計画の実現性、効率性等を審査するために利用するためのものであり、本件事業者が指定管理者として指定された際の指定管理料を含む収入及び支出の額は、選定時収支計画書に記載された収入

又は支出の額に拘束されるものではない。これは、第2期募集要項及び第2期基本協定書において指定管理料を年度協定で定めることを明示していることと整合するものである。

したがって、指定管理料の額が選定時収支計画書に記載された令和7年度の指定管理料の金額を超えることをもって、直ちに当該指定管理料の支出が違法又は不当であるとはいえない。

また、令和7年度の指定管理料として支出した額は、第2期募集要項で明示された上限額の範囲内の額であって、年度協定で定めたものであり、当該額を定めるための協議の記録が残されていないとしても、そのことをもって、著しく合理性を欠き、又は裁量権の逸脱若しくは濫用に当たるとは認められないから、当該支出は、違法又は不当とは認められない。

(3) 本社経費を支出に含めることについて

請求人は、上記第1の3(1)イ(ア)及び(カ)の措置を求める理由として、本社経費は内容が不明確であり、本件事業者の言い値の額の支出を容認することが違法又は不当な利益供与に当たる旨主張する。

一般に、法人が複数の事業又は施設を運営する場合、個々の施設において直接に発生する経費のほか、総務、経理、人事労務、法令遵守、安全管理、情報管理、研修、管理監督及び企画運営支援等、法人全体として担う管理機能に係る経費（以下「総務経費」という。）が生じ得る。総務経費は、各施設の管理運営を継続的かつ適切に行う上で必要となる間接経費として、一定の合理的な基準により配賦されることが社会通念上予定されるものである。

関連して、公共工事の工事価格には、一般管理費等の間接経費を直接経費に対する一定の割合の額を加算して積算しており、事業に係る経費の規模が軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の指定管理事業（以下「本件事業」という。）と同程度の公共工事の価格に含まれる一般管理費等の間接経費の直接経費に対する割合は、おおむね10パーセントから20パーセント程度とされている。この点、公共工事における一般管理費等と指定管理業務における総務経費とは、その業務内容、費用構造、契約方式及び積算方法を異にするものではあるものの、地方公共団体が民間事業者に業務を担わせる場合に、直接的な業務執行に要する経費とは別に、事業者の組織運営に係る間接経費が一定程度発生し得ることは、公共事業に共通する事情である。

これらを踏まえて本件事業について検討すると、令和7年度の本件事業の収支において本社経費以外の科目で総務経費が賄われているとは認められないから、上記第3の1(7)の本社経費（以下「7年度本社経費」という。）は、総務経費を内容とするものと解するのが妥当である。この点、監査委員が本件事業者の通帳及び帳簿を確認したところ、7年度本社経費は、

本件事業者の法人内部における本社の共通管理機能に係る間接経費として処理されているものと認められた。また、7年度本社経費の額について、同年度の指定管理料から7年度本社経費を差し引いた額（2,100万円）に対する割合は14.3パーセントであり、前記の公共工事における間接経費の割合と比較しても、不当とは認められない。また、上記第3の1(10)の本社経費（以下「8年度本社経費」という。）についても、その内容は令和7年度本社経費と同様と解され、令和8年度の指定管理料から8年度本社経費を差し引いた額（2,020万円）に対する割合は17.3パーセントであり、不当とは認められない。

したがって、本件本社経費を支出に含めて算出した収支差額に基づいて算出した額を指定管理料の返納額とすることが違法又は不当とは認められない。

なお、請求人は、本件本社経費に係る本件事業者の経理について基本協定書で禁止している再委託に該当する旨を主張するところ、当該主張の意義は明らかでないが、本件本社経費は、本件事業者の同一法人内部における共通管理費の配賦として処理されているものであり、再委託なるものは観念できない。

(4) 上記第1の3(1)イ(ク)の措置について

請求人は、本件財務会計行為が違法又は不当であることを理由として上記第1の3(1)イ(ク)の措置を求めているものと解するが、(1)から(3)までのとおり、本件財務会計行為は違法又は不当とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件請求のうち、上記第1の3(1)イ(ア)並びに(エ)、(カ)、(キ)（「指定管理料の不当上乗せ」を理由とする部分に限る。）及び(ク)に掲げる措置（令和6年度以前の財務会計上の行為に係るものを除く。）を求める部分は、違法又は不当な公金の支出その他の財務会計上の行為があるとは認められないから、これを棄却する。その余の部分については、上記第2の1(1)ア、イ、ウ及びオのとおり不適法であるから、これを却下する。

4 意見

執行機関においては、次の事項について改善に取り組まれない。

- (1) 予算計上、年度協定、変更協定、精算処理その他の重要な意思決定については、その積算根拠及び協議経過が後日確認できるよう、必要な文書を整備保存すること。
- (2) 指定管理事業の支出に含める本社経費については、その性質に鑑み、指定管理料に対する割合を定める等の基準を整備されたい。
- (3) 指定管理料の返納額について、収入基礎算出額により返納させる場合に

は、電気料高騰分の概算払に係る額を収支に反映させることにより、事業者の実質的な経営成績又は収支とは関係なく、返納額が減少する可能性があることから、返納額の算出方法について検討されたい。